

説 范



茨城縣の災害救濟土木事業の執行と 其の前後の情況（五）

灌 川 勸 则

十、他の土木事業との調整

右に述べた基本調査の結果に依れば、救濟事業費一五、七二〇、一〇八圓の實施を必要とすることとなり、縣費多端の折柄到底單獨縣費のみを以つて良く爲し得る所でない又國庫補助を得て實施するとしても事變下に於て到底難かしい問題と謂はねばならぬ。斯る問題を提げて縣下の情況

を詳察するに現に公私の各種土木事業が起興され執行中に屬し、罹災者中好むでは等の事業に就労する者もあり又地勢上是等の事業に就労するを最も便利とする者も多數存在するのである、國縣費共甚だ多端の際とて出來得る限り既定の土木事業及びその他勞働賃金を仕拂ふ事業に先出來得る限り多數の罹災者を就労せしむる様措置するは極めて得策

であると思ふ。縣は此の見地に基き道路改良事業費一四三、〇〇〇圓、橋梁架換費一〇〇、〇〇〇圓計一四五、〇〇〇圓及、既定の單獨縣費たる災害復舊土木事業中道路復舊費五一、〇〇〇圓、橋梁復舊費八八、〇〇〇圓、河川堤防復舊費六〇、〇〇〇圓、計二〇〇、〇〇〇圓、農業土木事業費四五、〇〇〇圓、合計九〇〇、〇〇〇圓の事業を以つて先罹災者を救濟することとしたことは前に一言した通りである。此の事業は既に決定し執行中に屬するものであつて災害直後右に述べた未執行分が存在したものを一日も放置し得ざる罹災者救濟に役立ようとしたものである。此の事業は既定のものだけに突然救濟事業の態様に改め労力費を多額にしようとしても中には中々そうちまく行かないものもあり従つて労力費の率は工事の種類に依つて一様ではない、道路改良は四六%、橋梁架換は三〇%、災害道路は六六%、同橋梁は五〇%、同河川は七〇%、農業土木は六〇%、平均五四%五五に過ぎず従つて事業費九〇〇、〇〇〇圓中勞力費は四九一、〇〇〇圓であった、又工事起工箇所も災害

の濃度や罹災者の分布状態に依つて變更を許さぬのであるから必ずしも豫定の救濟を爲し得ざる場合もあり得るのである、此の事業の特長は既に執行中である爲何等の準備行為を要せず明日より罹災者を就労せしめ得た點であつた、曩に述べた不取町村をして起工せしめた二〇〇、〇〇〇圓の應急純救濟事業は相當の豫備行爲を必要とするので右振替事業の方が先に救濟の實體を現示したことは言ふまでもないことである。

右の外昭和十三年災害の復舊にも多額の復舊費を必要とするのであるが、此の内曩に述べた救濟事業施行期間たる昭和十三年八月より昭和十四年六月に至る十一箇月間に實施し得る分量は救濟に役立たしむるが當然であらう。然しながら災害復舊は各監督官廳の査定を受け決定すべきものであるから救濟事業計畫に方つては正確な數字は不明であつた、従つて適當と信ずる額を調出し之が年度割を豫定し救濟事業實施期間に於て實施し得る額を決定せねばならぬのである、右趣旨に依つて救濟事業に充當實施し得べき

災害復舊土木費は縣費支辨に於て道路關係二二四、〇〇〇圓、橋梁關係三六六、〇〇〇圓、河川關係一、四二〇、〇〇〇〇圓、計二、〇〇〇〇、〇〇〇〇圓。此の内勞力費は道路に於て六五%，橋梁に於て三六%，河川に於て六五%の割合であるから合せて一、一〇〇、〇〇〇〇圓である。又縣費支辨災害

復舊農業土木事業中救濟に役立て得る金額は二、〇〇〇、〇〇〇〇圓、此の内勞力費は六〇%たる一、一〇〇、〇〇〇〇圓である。町費支辨災害復舊土木費中救濟に役立て得るものには道路關係一八、六〇〇圓、橋梁關係六九、九〇〇圓、河川關係二一、五〇〇圓、計三〇〇、〇〇〇〇圓であつて勞力費は道路上に於て六五%，橋梁に於て三〇%，河川に於て六九%、計一八〇、〇〇〇〇圓である。此の外農林省關係國庫補助の下に災害救濟農業土木事業を計畫實施する見込で調査中であつたが其の額は一、四〇〇、〇〇〇〇圓、此の内勞力費は六〇%即ち一、四四〇、〇〇〇〇圓である右諸計畫を合計すると事業費七、六〇〇、〇〇〇〇圓、内勞力費は四、五一、〇〇〇〇圓即ち五九%となるのである、此の額は基本調査

に於て算出した要救濟事業費一五、七一〇、一〇八圓並勞力費九、三三一、〇六五圓から各々控除して然るべきである。右控除して得たる殘額は一應縣關係に於て要實施事業費と言つて支障ないのである、即ち要實施事業費は八、一一〇、一〇八圓勞力費は四、九二一、〇六五圓となるのである。

然るに縣下に於て實施せられたる土木事業は右に於て控除せられたるものゝ外内務省直轄の河川改修事業並國道改良事業あり、陸海軍に於て實施中に屬する飛行場建設事業あり、縣の事業に於ても農林省關係の國庫補助を得て實施中に屬する漁港修築事業等があるのであつて中にも飛行場建設の如きは時局柄工程を急速労働も激烈であり労働時間も長き代りに相當の賃金を與ふる爲罹災者の多くは此の方面に就労する傾向があるのである、内務省直轄工事や縣の漁港修築もその起工位置に於て救濟事業としての効用は一部減殺せられ稍遺憾の點はあるのであるが一部を救濟に向け得る状態にあつた依つて内務、厚生、大藏三省と連絡研究の結果是等の事業も曩に基本調査に於て述べた要救

濟勞力費から控除することゝし救濟事業費を算出することに決定を見たのである。

更に土木事業以外の事業に於ても例へば鑛業、炭坑、軍需工業、漁業等に轉向就労する罹災者も時節柄相當多かるべく従つて是等の點に付ても救濟事業最後の決定を爲す場合に於て相當考慮せらるべきは當然である、是等の點に付ては内務、厚生、大藏三省に於て豫算を査定するに當り充分研究せられたる所であるが結極國庫財政との關係もあり純救濟事業實施額は他の事業に於て救濟せらるべきと認めらるるものを總て控除し且最低限度に止むることゝし六〇%の労力費と見て事業費一一七〇,〇〇〇圓を實施することに決定を見たのであつた此の事業費を更に縣事業一二〇,〇〇〇圓、町村事業一、一五〇,〇〇〇圓とに分ち縣事業に對しては三分の一、町村事業に對しては四分の三の國庫補助を與へらるゝこととなつたのである、町村事業に對しては災害の深刻なりしと町村財政の逼迫に鑑み國庫補助に更に八分の一の縣費補助を加へたことは前述した通りで

ある、尙縣事業に於ける工事實施箇所並町村事業に於ける事業費の配當に付ては純救濟事業以外の事業の分布と罹災者の分布状態及罹災濃度を充分考慮し且工事の選定に方つては從來の各種救濟事業に於て稍等閑に附されたりとの説ある土木事業本來の効果を充分考慮し慎重を期したので工事完成の曉に於ては從來の惡評を一掃し得るものと信ずるのである、又今回の事業は昭和六年より實施された失業救濟事業以來の此種土木事業の跡仕始末を兼ね考慮したのである、又從來多額の經費を授じ其の割合に事業本來の効果を發揮し得ざりし箇所をして一時に大なる効果を現示せしむるが如き箇所も少くないのである。
右に述べた所を一覽表にして左に掲げて置くことゝする尙多少前後したと思はれるが來月號に於ては各月に於ける事業實施分量の決定と農村餘剩労力との調整に付て述べて見たいと思つて居る。

他事業トノ調整一覽表

事業別	工種別	事業費	基本調査ニ於ケル要起工救濟費	
			同上歩合	差
既定事業	道路改良費	道路 橋梁	六八,000	右以外ニ於テ救濟ニ役立ツ
		橋梁	六八,000	六八,000
	農業土木費	農業土木費	六八,000	六八,000
	災害復舊	災害復舊	六八,000	六八,000
昭和十三年災害	土木費	河川	六八,000	六八,000
因ル災害	町村費支辨	橋梁	六八,000	六八,000
復舊事業	土木費	河川	六八,000	六八,000
農林省關係救濟事業費	計	計	六八,000	六八,000
合計	計	計	六八,000	六八,000

